

介護保険システム用ソフトウェアの購入について

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、各自治体は住民記録や税務等を扱う基幹業務システムの標準化に向けた作業を進めています。

区においても国が定める全国共通の標準仕様書に準拠した介護保険システムへの更新を行うため、必要なソフトウェアを購入します。

1 システム標準化の内容等

システム標準化は、国が定める全国共通の標準仕様書に基づくシステムを各自治体が構築し、行政手続におけるデジタル化の更なる推進やシステムの維持経費などのコスト削減を目指すものです。

国におけるシステム標準化の対象業務は20業務、区における対象業務は18業務で、区では「港区行政情報システム標準化対応方針」（令和5年11月改定）に基づき、段階的に各システムの標準化対応を進めています。

2 介護保険システムの対応

介護保険システムは、介護保険制度（資格、賦課・収納、介護サービス、認定）に関する情報を統合的に管理し、区民サービスを迅速、かつ効率的に提供するものです。介護保険システムを国から提示される標準仕様書に対応させるために、ソフトウェアを購入します。

3 事業規模

27,832,090円

4 今後のスケジュール（予定）

令和7年6月 令和7年第2回港区議会定例会（物品（ソフトウェア）の購入議案の提出）

7月 ソフトウェア購入の契約締結

令和8年1月 標準化に対応した介護保険システムの稼働開始